定款

日本光電工業株式会社

日本光電工業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、日本光電工業株式会社と称し、英文では NIHON KOHDEN CORPORATION と 表示する。

(目 的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - (1) 医理学機器の研究、製造、販売ならびにコンサルティング業務。
 - (2) 電気および光に関する機器の研究、製造、販売。
 - (3) 前各号に関連する医薬品、医薬部外品、試薬、化学薬品、ガス類および計量器の製造販売。
 - (4) 前各号の物品の輸出および輸入。
 - (5) 前各号の物品の賃貸、修理および保守。
 - (6) 電気通信工事、機械器具設置工事、電気工事、建築一式工事、その他建設工事の請 負、設計および施工。
 - (7) 経営上必要と認める事業に対する投資。
 - (8) 前各号に関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、197,972千株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等 により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- **第9条** 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の 数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あると きに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部 について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議 決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使 することができる。
 - 2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

- 第19条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。
 - 2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会に おいて選任する。
 - 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
 - 4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
 - 5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当 該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
 - 2. 代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊 急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものと みなす。

(取締役会規定)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締 役会規定による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議に よって定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、会社法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規定)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定 める監査等委員会規定による。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をする ことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領 されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第65回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

- 第2条 第71回定時株主総会において決議された定款第16条の変更は、会社法の一部を改正 する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行 の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
 - 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、前項の変更前の定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
 - 3. 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

制定

1951年8月7日

変更

1953年 1 月 20日	1986年10月30日	2011年6月28日
1954年 5 月 10日	1991年 6 月 27日	2014年6月26日
1956年 6 月 25日	1994年 6 月 29日	2015年4月1日
1956年 6 月 30日	1999年 6 月 29日	2015年6月25日
1960年2月20日	2000年6月29日	2016年6月28日
1961年2月13日	2002年6月27日	2022年9月1日
1961年 9 月 25日	2003年6月27日	
1962年 9 月 29日	2004年 6 月 29日	
1963年 9 月 28日	2005年 6 月 29日	
1964年 9 月 29日	2005年12月1日	
1966年 9 月 29日	2006年 6 月 29日	
1967年 9 月 30日	2007年 6 月 28日	
1968年 9 月 30日	2008年 6 月 27日	
1975年 9 月 29日	2009年 6 月 26日	
1982年10月28日	2010年6月29日	